

## 一般競争入札の実施（公告）

「令和8年度 県民参加の地域づくり事業」に係る傷害保険及び対人・対物賠償責任保険契約について、一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和8年3月3日

長崎県知事 平田 研

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 整理番号及び契約事項

7債河第242号

「令和8年度 県民参加の地域づくり事業」に係る傷害保険及び対人・対物賠償責任保険契約

#### (2) 保険の仕様等

仕様書による。

#### (3) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

#### (4) 保険対象区域

長崎県内一円

### 2 入札の方法

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とする。

(2) 入札執行回数は3回を限度とする。なお、3回目で落札しない場合は、3回目で最低額の者から1回のみ見積書を徴することがある。

(3) 電送及び郵送による入札は認めない。

(4) 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名、押印が必要である。

### 3 競争入札の参加資格

「7債河第242号 一般競争入札の参加者の資格等（告示）」に示される競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）及び関係書類を適正に提出し、入札参加資格を有する通知を受けた者

### 4 最低制限価格

本入札には、最低制限価格を設けない。

### 5 入札参加資格を得るための申請の方法等

入札参加を希望する者は、「7債河第242号 一般競争入札の参加者の資格等（告示）」に定める申請書に必要事項を記載のうえ、次の場所へ提出すること。

#### (1) 申請書の提出場所、その他申請に関する問い合わせ先

(名称) 長崎県土木部河川課調整班

(住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

(電話) 095-894-3081

(FAX) 095-824-7175

#### (2) 提出期限、提出方法

「7債河第242号 一般競争入札の参加者の資格等（告示）」による

- 6 当該契約に関する事務を担当する部局等の名称等  
5の部局とする。
- 7 契約条項を示す場所  
5の部局とする。
- 8 入札説明書の交付方法
- (1) 入札説明書は、次のとおり交付する。
- ア 交付場所 5の部局とする。なお、県ホームページからもダウンロードすることができる。
- イ 交付期間 5の部局での交付については、この公告の日から令和8年3月17日（火）までの各日午前9時から午後5時までの間（県の休日を除く。）
- (2) 入札説明書等に対する質問
- 入札説明書等に対する質問は、原則として押印した書面により郵送で行うこと（やむを得ない場合は電送も可とするが、入札日までに原本を郵送もしくは持参すること。）。なお、郵送又は電送を問わず、必ず提出先に着信を確認すること。
- また、入札参加希望者は、入札説明書の解釈に疑義がある場合は必ず質問し確認すること。なお、質問提出期限後の質問は受け付けない。
- ア 提出場所 5の部局とする。
- イ 提出期限 令和8年3月11日（水）午後5時
- ウ 質問に対する回答は、令和8年3月13日（金）までに長崎県ホームページに掲載する。  
長崎県ホームページ  
<https://www.pref.nagasaki.jp/>
- (3) 入札説明書等の説明会  
実施しない。
- 9 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 10 入札の期日及び場所
- (1) 日 時 令和8年3月18日（水） 午前10時00分～
- (2) 場 所 長崎市尾上町3番1号 長崎県庁3階 303会議室
- (3) 入札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）の場合は、入札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。
- 11 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
- 見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を入札開始前までに納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県又は他の地方公共団体若しくは国との間に、当該契約と同種、同規模程度以上の契約を2件以上締結し、それを証明するものを提出する場合  
なお、県が定める規模とは次の3区分とする。
- a 3,000万円以上

- b 3,000 万円未満 1,000 万円以上
- c 1,000 万円未満

(2) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県又は他の地方公共団体若しくは国との間に、当該契約と同種、同規模程度以上の契約の履行完了実績が 2 件以上あり、その履行を証明するもの（2 件以上）を提出する場合

なお、県が定める規模とは次の 3 区分とする。

- a 3,000 万円以上
- b 3,000 万円未満 1,000 万円以上
- c 1,000 万円未満

12 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の (1) から (7) により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をしたとき。
- (6) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (7) 入札日において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者のした入札であるとき。
- (8) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- (9) 入札者又は代理人が同一事項に対し 2 以上の入札をしたとき。
- (10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (12) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (13) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和 39 年長崎県規則第 23 号）第 97 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 第 1 回目の開札で落札者が決定しない場合、入札者の立ち会いのもとに、再度、再々度の入札を行う。
- (4) 3 回の入札で落札者がいない場合、最低価格の入札者と随意契約の相手方として協議を行う。

#### 14 落札決定の取消し

落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、落札決定を取り消すこととする。

#### 15 入札結果の公表

入札結果は、落札者決定後遅滞なく公表するものとし、契約を締結した日の翌日から起算して1年間が経過する日まで入札担当部局において閲覧に供するとともに、公告記載のホームページに掲載する。

#### 16 その他

- (1) 落札者は契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定に掲げる「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではない。
- (3) 本入札は、参加者が1者の場合も実施する。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。